

香美市告示第191号

香美市建設工事入札参加資格者に係るランク付け要領を次のように定める。

令和7年10月23日

香美市長 依光 晃一郎

香美市建設工事入札参加資格者に係るランク付け要領

第1 趣旨

この告示は、令和8・9年度の香美市建設工事入札参加資格者（以下「有資格者」という。）に係るランク付けについて、必要な事項を定める。

第2 ランク付けの方法

- 1 ランク付けは、次の算式によって得た値に応じて、別に定める基準に基づき、高知県内に本店を置く有資格者を業種別ごとに行う。
(算式) 経営事項審査結果業種別総合評定値(P) + 付与数値
- 2 経営事項審査における平均完成工事高のない有資格者は、最下位のランクである場合を除き、前項に規定する方法によるランクの1つ下位のランクに位置付ける。
- 3 前各項の規定に関わらず、高知県外に本店を置く有資格者については、ランク付けは行わない。

第3 経営事項審査結果業種別総合評定値(P)

経営事項審査結果業種別総合評定値(P)は、業種別ごとの経営事項審査の総合評定値の値とする。

第4 評価点の算定

付与数値は、次に定める方法により算定した評価点を基礎とする。

- 1 すべての有資格者に適用する評価項目
 - (1) 指名停止の履歴
 - ア 令和6年1月1日から令和7年12月31日において、香美市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を1月で除し、これに－10点を乗じて得た値を評価点とする。
 - イ 停止期間が1月未満の端数は、1月とする。
- 2 有資格者に土木一式工事・建築一式工事・水道施設工事で適用する評価項目(香美市内に本店を有する者に限る)
 - (1) 工事成績評定

ア 令和6年1月1日から令和7年12月31日までに、完成検査が行われた香美市が発注した建設工事に係る工事成績の評定の総合評定点の平均（小数点以下切り捨て）に応じた評価点とする。

イ 総合評価点の平均に応じた評価点は、次表により決定する。

総合評定点の平均	評価点	総合評定点の平均	評価点
80点以上	＋ 120	66点	＋ 6
79点	＋ 108	65点	0
78点	＋ 96	64点	－ 6
77点	＋ 84	63点	－ 12
76点	＋ 72	62点	－ 18
75点	＋ 60	61点	－ 24
74点	＋ 54	60点	－ 30
73点	＋ 48	59点	－ 36
72点	＋ 42	58点	－ 42
71点	＋ 36	57点	－ 48
70点	＋ 30	56点	－ 54
69点	＋ 24	55点	－ 60
68点	＋ 18	54点以下	－ 120
67点	＋ 12		

ウ 工事成績評定の件数が1件の場合は0.5を、2件の場合は0.7を当該評価点に乗じて（小数点以下切り捨て）得た値を評価点とする。ただし、減点には乗じない。

（2）高知県の資格審査における地域点数から自動的に加点する項目

次のアからカに掲げる項目について、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱及び高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数算定方法等要領に基づく地域点数（令和7年10月1日現在を基準日として審査されたものに限る。以下同じ。）が算定されている場合は、カ以外にあっては当該地域点数の値を、カにあっては当該地域点数に2を乗じて得た値を評価点とする。

ア 各種制度に基づく認証登録状況

（ア） 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」の有無

（イ） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階）」、「えるぼし認定（第2段階）」、「えるぼし認定（第3段階）」又は「プラチナえるぼし認定」の有無

（ウ） 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」の有無

- (エ) 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証の有無
 - (オ) 高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業の取得の有無
 - (カ) 法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録の有無
 - イ 安全対策の有無
 - 建設業労働災害防止協会の加入の有無
 - ウ コンプライアンス研修の実施状況
 - 高知県土木政策課が実施する「事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修」の受講の有無
 - エ 建設キャリアアップシステムの活用状況
 - (ア) 建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無
 - (イ) 建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム上に蓄積するために必要な措置を講じた工事の有無
 - オ B C P策定状況
 - 高知県建設業B C P審査会又は四国建設業B C P等審査会による「災害時の基礎的な事業継続力を備えていると認定された建設会社」としての認定の有無
 - カ 担い手の確保状況
 - 高知県内で実施した出前授業、現場見学会、インターンシップ事業等の建設業における担い手確保に貢献する取組の有無
- 3 有資格者に土木一式工事で適用する評価項目(香美市内に本店を有する者に限る)
- (1) 災害対応協力等の状況
 - ア 令和6年1月1日から令和7年12月31日において、香美市が発注する災害復旧工事(入札・随意契約を問わない。ただし、災害協定による修繕を除く。)の契約を締結している場合は、その契約件数に3を乗じて得た値を評価点とする。
 - この場合において、当該契約件数は、別記様式により確認するものとし、その提出期限は令和8年1月30日までとする
 - イ 令和7年10月1日時点において、「香美市消防団協力事業所表示制度」の認定事業所として公表されている場合は、評価点10点とする。
 - (2) 監理技術者の在籍状況
 - 高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱及び高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数算定方法等要領に基づき、一般財団法人建設業技術者センター(C E財団)に登録されている有効な監理技術者が在籍している場合は、当該地域点数の値を評価点とする。

第5 付与数値

評価項目	付与数値の算定方法	付与数値
1 すべての有資格者に適用する評価項目		
(1) 指名停止	評価点の値を付与数値とする。	下限－120 点
2 有資格者に土木一式工事・建築一式工事・水道施設工事で適用する評価項目(香美市内に本店を有する者に限る)		
(1) 工事成績評定	評価点の値を付与数値とする。	下限－120 点 上限 120 点
(2) 各種制度に基づく認証登録状況	各評価点を合計した値を付与数値とする。ただし、40 点を上限とする。	上限 40 点
(3) 安全対策	評価点の値を付与数値とする。	上限 5 点
(4) コンプライアンス研修	評価点の値を付与数値とする。	上限 5 点
(5) 建設キャリアアップシステム	評価点の値を付与数値とする。	上限 20 点
(6) B C P 策定	評価点の値を付与数値とする。	上限 10 点
(7) 担い手確保	評価点の値を付与数値とする。	上限 10 点
3 有資格者に土木一式工事で適用する評価項目(香美市内に本店を有する者に限る)		
(1) 災害対応協力等	各評価点を合計した値を付与数値とする。	上限 70 点
(2) 監理技術者数	評価点の値を付与数値とする。	上限 50 点

第6 ランクの有効期間

ランク付けにより位置付けた当該有資格者のランクの有効期間については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月23日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年4月1日限り、その効力を失う。